

公益社団法人日本地震工学会 6学会災害調査等積立金規程

2012年12月7日制定

(名称)

第1条 名称は「6学会（日本地震工学会（幹事学会）、日本建築学会、土木学会、地盤工学会、日本機械学会、日本地震学会）災害調査等積立金」（以下「災害調査等積立金」という）と称し、日本地震工学会（幹事学会）内におく。

(目的)

第2条 災害調査等積立金は、6学会共通の災害対応事業（国内外の調査、会議、報告書刊行、情報発信等）に充当することを目的とする。

(資金)

第3条 災害調査等積立金は、6学会共通特定目的のため実施した事業の剰余を積立てとする。

(事業)

第4条 災害調査等積立金は、第2条の目的に則る重要事業に必要な費用に充当する。

(発議)

第5条 発議学会は第2条の目的、第4条の事業に相当する重要事業と判断した場合、会長名により発議し、各学会長（6学会）の承認を得なければならない。

2 日本地震工学会（幹事学会）は、各学会長（6学会）の承認を受けた発議に基づき、速やかに災害調査等積立金の取崩し手続きを行い執行する。

(会計)

第6条 災害調査等積立金は日本地震工学会一般会計とし、その管理は日本地震工学会（幹事学会）会長が行う。

(報告)

第7条 災害調査等積立金による成果はその年度に6学会に報告する。

附則

- 1) この規程は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
- 2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。